



のびのび広場

子育て応援指導員（保育士）が、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。

- **対象者** 1～2歳11カ月の子どもとその保護者
※0歳児のきょうだいも一緒に参加できます。
- **期日** 1月11日(木)・12日(金)・26日(金)・30日(火)
- **時間** 午前10時45分～11時45分（受付 午前10時半～）
※複数の申し込みはできません。
- **会場** れいわ子ども情報センター 子育て応援フロア
（すこやか交流プラザ3階）
- **内容** お絵かき
- **定員** 各回12組（先着順）
- **必要なもの** ◇着替え◇タオル◇水筒
- **申込方法** 電話
- **申込期間** 12月20日(水)～26日(火) 午後1時～5時（土・日曜日、祝日を除く）
※申込受付開始時間が増えていますので、注意してください。
- **申し込みと問い合わせ先**

れいわ子ども情報センター（すこやか交流プラザ内） ☎(573)8219 ☎(580)1702



ホットな

消費者 ニュース

251号



点検商法に注意！

相談事例

「ガス給湯器の点検の委託を受けている」と電話があった。契約先の事業者かと思い、昨日、来訪を受け、点検してもらったところ、経年劣化で交換が必要との説明を受け、契約した。しかし、ガス会社に見ついたら、正式な委託業者ではないことが分かった。

アドバイス

◆点検を口実に自宅に訪問し、点検後に不安をおおって契約させる「点検商法」と呼ばれる手口です。点検商法は訪問販売ですので、書類をもらってから8日間は、クーリング・オフ（契約の解除）ができます。また、一度断った消費者に対しての再勧誘は禁止されています。無料で点検すると言われても断りましょう。

◆本家に修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。

◆クーリング・オフ期間を過ぎても取り消しができる場合もあるの

で、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時

☎188（局番なし）

●問い合わせ先

生活安全課
☎(580)1897

